

**「第3次健康おかやま21」（素案）に対する
県民意見等の募集結果について**

令和5年11月15日から令和5年12月14日までの間、「第3次健康おかやま21」（素案）について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見等を募集したところ、次の21件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

番号	ご意見等	県の考え方
【全般】 1件		
1	各章の扉の見出しの書き方について、第1章と第2章は章の項目名だが、第3章と第4章は中項目や小項目まで書かれている。間違っているのではないか。	第1章と第2章は総論部で章毎のボリュームが少ない一方、第3章と第4章については各論部に当たり、章毎のボリュームが多いため、中項目や小項目毎に扉を挿入しているものです。
【栄養・食生活】 1件		
2	栄養ケアステーションに関する計画中の記載は注釈どおりで良いが、栄養ケアステーションで行っている栄養相談以外の業務も知っていただきたいので説明を追加してほしい。	ご意見を踏まえ、栄養ケアステーションの内容について、説明を追記します。 【修正前】 岡山県栄養士会が運営する栄養相談窓口 【修正後】 岡山県栄養士会が運営する地域密着型の拠点で、栄養相談や特定保健指導、研修会の講師派遣等、様々な栄養関連業務を実施している。
【喫煙】 2件		
3	たばこは依存性が強く、一旦喫煙習慣がついてしまうとやめられない特徴がある。喫煙を始める可能性が考えられる、中高生に対する喫煙防止教育・啓発活動をさらに強化すべきである。	20歳未満の者の喫煙を未然に防止することは非常に重要であるため、教育委員会や市町村、関係団体等と連携し、作成したリーフレットや映像等を用いてたばこの害の教育を行い、子どもの吸わないという意志・態度を育て、学校及び地域ぐるみで喫煙防止教育に継続して取り組むことについて、素案にも記載しているところであり、今後も取組を推進することとしております。
4	タバコ病による早死にを無くすための取組や受動喫煙の危害ゼロのための施策をよりいっそう進めてほしい。	禁煙外来に関する情報提供、改正健康増進法や岡山県受動喫煙防止条例の周知徹底、岡山県医師会や岡山県愛育委員連合会、岡山県禁煙問題協議会等と連携した普及啓発活動等、様々な施策を素案に記載しているところであり、喫煙率の減少や受動喫煙を防止する環境づくりを目指して、取組を推進してまいります。

【歯と口の健康】 11件	
5	<p>学校や園など集団でフッ素洗口をすることは不安である。先生の対応や学校の衛生面は信用できない。フッ素洗口は家庭や歯医者で行うので、学校や園では必要ないと考える。</p> <p>フッ化物の利用には、歯の質を強くする効果があります。5～6歳ごろから12歳ごろにかけて永久歯に生え変わる時期であり、小学校等でフッ化物洗口事業を集団的に実施することにより、ポピュレーションアプローチとしてむし歯予防効果による健康格差の縮小が期待できます。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>
6	<p>フッ化物洗口について反対ではないが、園、学校の職員が行うフッ化物洗口の業務については、断固として反対する。</p> <p>理由としては、薬物を扱う業務を職員が行うこと、学校園の業務負担になること、学校園が非難の対象となり得ることなどである。</p> <p>情報提供は学校を通さず直接家庭へ行うべきであり、このような事業は即刻、保護者と専門家へ返してほしい。</p> <p>フッ化物の利用には、歯の質を強くする効果があります。5～6歳ごろから12歳ごろにかけて永久歯に生え変わる時期であり、小学校等でフッ化物洗口事業を集団的に実施することにより、ポピュレーションアプローチとしてむし歯予防効果による健康格差の縮小が期待できます。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>
7	<p>「フッ化物洗口をしているから虫歯が少ない」というわけではないように思われる。</p> <p>健康面でのリスク、安全面でのリスク、働き方についてのリスクを考えると学校でのフッ化物洗口はするべきではないと考える。</p> <p>むし歯予防の基本は、①歯磨きやフロスによる歯垢除去、②甘味摂取制限等の食生活指導、③歯質強化（フッ化物応用等）の3つを同時に行うことであり、フッ化物を用いた歯質強化は、むし歯予防法の1つです。</p> <p>「厚生労働省のフッ化物洗口マニュアル」によると保育園・幼稚園や学校での洗口実施期間が長い人ほど成人期のむし歯が少ないことが分かっており、高いむし歯予防効果が報告されています。</p> <p>フッ化物の利用には、歯の質を強くする効果があります。5～6歳ごろから12歳ごろにかけて永久歯に生え変わる時期であり、小学校等でフッ化物洗口事業を集団的に実施することにより、ポピュレーションアプローチとしてむし歯予防効果による健康格差の縮小が期待できます。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>

8	<p>学校園には、様々な子どもたちがおり、同調圧力も働きやすいので、フッ化物洗口が必要な方はかかりつけ歯科医でされればよいと思う。</p>	<p>フッ化物の利用には、歯の質を強くする効果があります。5～6歳ごろから12歳ごろにかけて永久歯に生え変わる時期であり、小学校等でフッ化物洗口事業を集団的に実施することにより、ポピュレーションアプローチとしてむし歯予防効果による健康格差の縮小が期待できます。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>
9	<p>「学校における集団フッ化物洗口」は、学校が行う本来の業務ではないので、「フッ化物洗口」を行うための人を措置して行ってほしい。</p>	<p>フッ化物の利用には、歯の質を強くする効果があります。5～6歳ごろから12歳ごろにかけて永久歯に生え変わる時期であり、小学校等でフッ化物洗口事業を集団的に実施することにより、ポピュレーションアプローチとしてむし歯予防効果による健康格差の縮小が期待できます。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>
10	<p>教職員の働き方改革が進まず、過労死ラインに達している職員がいる。フッ化物洗口は「学校以外が担うべき業務」であり、フッ化物洗口を行う専門の人員を配置して実施するべきだ。</p>	<p>フッ化物の利用には、歯の質を強くする効果があります。5～6歳ごろから12歳ごろにかけて永久歯に生え変わる時期であり、小学校等でフッ化物洗口事業を集団的に実施することにより、ポピュレーションアプローチとしてむし歯予防効果による健康格差の縮小が期待できます。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>
11	<p>「集団フッ化物洗口・塗布」については、現状では安全性・有効性・必要性等、さまざまな問題が指摘されているが、正しい情報を伝えているか。</p> <p>事業の実施は、新たな業務負担となるので、導入しないでほしい。</p>	<p>厚生労働省「フッ化物洗口ガイドライン」や岡山県「フッ化物洗口実践ガイド」などにに基づき、引き続き、最新の知見に基づく情報提供を行ってまいります。</p> <p>フッ化物の利用には、歯の質を強くする効果があります。5～6歳ごろから12歳ごろにかけて永久歯に生え変わる時期であり、小学校等でフッ化物洗口事業を集団的に実施することにより、ポピュレーションアプローチとしてむし歯予防効果による健康格差の縮小が期待できます。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>

12	<p>むし歯のない子どもの割合は増加しているので、フッ化物洗口をする必要はないと思う。フッ素洗口は教職員にとって必要ない業務であると思う。</p>	<p>むし歯予防の基本は、①歯磨きやフロスによる歯垢除去、②甘味摂取制限等の食生活指導、③歯質強化（フッ化物応用等）の3つを同時に行うことであり、フッ化物を用いた歯質強化は、むし歯予防法の1つです。厚生労働省のフッ化物洗口マニュアルによると保育園・幼稚園や学校での洗口実施期間が長い人ほど成人期のむし歯が少ないことが分かっており、高いむし歯予防効果が報告されています。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、その同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>
13	<p>教育活動ではない行為は、家庭で行うべきだ。保護者の価値観も様々であり、合理的配慮を必要とする児童園児もいる。学校園での実施は、希望しない児童園児の人権が守られない。例えば、休日などに保健所の職員が地域住民に実施すればよいのではないか。</p>	<p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p>
14	<p>学校では薬剤ではなく、歯磨き指導や間食の取り方などの保健指導に力を入れるべきだと思う。</p> <p>また、学校から離れた若者に歯科検診や治療に行きやすい環境整えることに予算を当ててほしい。</p>	<p>むし歯予防の基本は、①歯磨きやフロスによる歯垢除去、②甘味摂取制限等の食生活指導、③歯質強化（フッ化物応用等）の3つを同時に行うことであり、フッ化物を用いた歯質強化は、むし歯予防法の1つです。厚生労働省のフッ化物洗口マニュアルによると保育園・幼稚園や学校での洗口実施期間が長い人ほど成人期のむし歯が少ないことが分かっており、高いむし歯予防効果が報告されています。</p> <p>かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健（検）診を受診するよう勧奨するとともに、市町村や地域の健康づくりボランティア等と連携し、県民に向けた歯と口の健康づくりについて普及啓発を行います。</p>

<p>15</p>	<p>学校は教育の場であり、保健教育としてう歯の予防及び口腔衛生について教育していると思う。また、合理的配慮が必要な子どもも増えている。集団で薬剤を使って、う歯の予防を進める事はやめていただきたい。</p> <p>誤飲、希釈間違い、器材の洗浄、消毒など、管理面でも大変不安を感じる。実際に行っているところでは、嘔吐や気分が悪くなった児童もいると聞いている。家庭で、保護者の管理の下に行えるような工夫ができないか。</p>	<p>フッ化物の利用には、歯の質を強くする効果があります。5～6歳ごろから12歳ごろにかけて永久歯に生え変わる時期であり、小学校等でフッ化物洗口事業を集団的に実施することにより、ポピュレーションアプローチとしてむし歯予防効果による健康格差の縮小が期待できます。</p> <p>フッ化物洗口事業の実施にあたっては、教職員や保護者がその必要性を理解し、同意を得ることを前提としており、関係者の同意が得られた学校園において実施しております。</p> <p>また、集団フッ化物洗口の実施方法や注意事項については、岡山県「フッ化物洗口実践ガイド」等を充実するとともに、関係者への相談などの支援も行います。</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【がん】 6件	
16	<p>HPVワクチンの副反応に恐怖を感じる。啓発に行政は責任をもつべきだ。教育委員会や学校を通して啓発する危険性を考えるべきだ。接種後に後遺症が出た場合には、啓発を行った行政は他人事の対応をしないでほしい。</p> <p>令和3年度の厚生労働省の審議会において、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されています。そうした中、県では現在、医師に接種時の留意点を周知しているところであり、実際に「多様な症状」が出た場合には、適切な医療を提供できるよう、県内に2カ所の協力医療機関を選定しています。</p> <p>学習指導要領にある「がん教育」として、文部科学省作成の「がん教育推進のための教材」の感染対策の項目にHPVワクチンの接種の記載があり、児童・生徒に伝える必要があります。接種対象者及びその保護者が、子宮頸がん予防についての正しい知識を知ることが、子ども達の幸せな未来のために、非常に重要であるため、学校等を通じた児童・生徒への情報提供を継続します。</p>
17	<p>HPVワクチンの接種を否定するわけではないが、学校を通して普及するのはやめてほしい。相談や問い合わせを受けることまで、学校になってしまう。積極的勧奨を中止した経緯や、国と製薬会社への損害賠償を求める集団訴訟の裁判が継続している事実を伝えるべきだ。</p> <p>令和3年度の厚生労働省の審議会において、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されています。そうした中、県では現在、医師に接種時の留意点を周知しているところであり、実際に「多様な症状」が出た場合には適切な医療を提供できるよう、県内に2カ所の協力医療機関を選定しています。</p> <p>学習指導要領にある「がん教育」として、文部科学省作成の「がん教育推進のための教材」の感染対策の項目にHPVワクチンの接種の記載があり、児童・生徒に伝える必要があります。接種対象者及びその保護者が、子宮頸がん予防についての正しい知識を知ることが、子ども達の幸せな未来のために、非常に重要であるため、学校等を通じた児童・生徒への情報提供を継続します。</p>
18	<p>子宮頸がんワクチンについて、国が推奨の方向になったとはいえ、重篤な副作用の問題は解決されていないため、慎重に対応してほしい。</p> <p>令和3年度の厚生労働省の審議会において、最新の知見を踏まえ、改めてHPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認されています。そうした中、県では現在、医師に接種時の留意点を周知しているところであり、実際に「多様な症状」が出た場合には適切な医療を提供できるよう、県内に2カ所の協力医療機関を選定しています。</p>

19	<p>HPVワクチンの接種勧奨を否定するつもりはないが、学校を通しての普及をやめてほしい。</p>	<p>学習指導要領にある「がん教育」として、文部科学省作成の「がん教育推進のための教材」の感染対策の項目にHPVワクチンの接種の記載があり、児童・生徒に伝える必要があります。接種対象者及びその保護者が、子宮頸がん予防についての正しい知識を知ることが、子ども達の幸せな未来のために、非常に重要であるため、学校等を通じた児童・生徒への情報提供を継続します。</p>
20	<p>HPVワクチンの接種後の副反応についてもはっきりと伝え、接種をしないについて考えられることが大事だ。いろんな価値観がある中、選択肢があることを伝えることが大切だと思う。学校の資料配布が選択肢を狭めることがないようにしてほしい。</p>	<p>県では現在、医師に接種時の留意点を周知しているところであり、実際に「多様な症状」が出た場合は、適切な医療を提供できるよう、県内に2カ所の協力医療機関を選定しています。</p> <p>県の啓発においても副反応の情報提供を行っています。</p>
21	<p>HPVワクチンの接種の勧奨のために、小学6年生から啓発するのは、学校で行われる性教育と離れすぎていると思う。小学6年生からの啓発ではなく、高校生で接種の決定が行えるよう情報提供してはどうか。</p> <p>HPVワクチンを3回も打たないといけない上に、コロナやインフル等、他のワクチンもあり、子どもが不安になる。</p>	<p>学習指導要領にある「がん教育」として、文部科学省作成の「がん教育推進のための教材」の感染対策の項目にHPVワクチンの接種の記載があり、児童・生徒に伝える必要があります。接種対象者及びその保護者が、子宮頸がん予防についての正しい知識を知ることが、子ども達の幸せな未来のために、非常に重要であるため、学校等を通じた児童・生徒への情報提供を継続します。</p> <p>また、新たに定期接種に追加された9価HPVワクチンは、15歳未満であれば、2回で接種が完了となります。加えて、子宮頸がんは性交渉によるHPVの感染が主な原因で、接種年齢が低いほどワクチンの予防効果が高いとの研究報告が示されており、性交渉前にHPVワクチンを接種することが最も効果的です。</p> <p>以上の2点を踏まえ、小学校6年生から、正しい情報提供を行い、接種に対するこどもの負担を減らすとともに、子宮頸がん予防に繋げていきます。</p>